

令和 7 年 7 月ご利用分より、次のように変更となります。(太字は料金変更あり)

変更前				変更後					
ホール及び楽屋				ホール及び楽屋					
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		9:00~12:00	13:00~16:30	17:30~21:30			9:00~12:00	13:00~16:30	17:30~21:30
大ホール	平日	13,200	23,760	31,680	大ホール	平日	19,800	35,640	47,520
	土日祝	15,840	29,040	38,280		土日祝	23,760	43,560	57,420
小ホール	平日	3,960	6,600	8,150	小ホール	平日	5,940	9,900	12,220
	土日祝	5,280	7,920	9,770		土日祝	7,920	11,880	14,650
楽屋 1 号		390	520	660	楽屋 1 号		580	780	990
楽屋 2 号		260	340	440	楽屋 2 号※		780	1,020	1,320
楽屋 3 号		260	340	440	※楽屋 2・3 号が合体して 1 部屋になります。 以降の楽屋番号は繰り上がります。				
楽屋 4 号		390	460	520	楽屋 3 号※		580	690	780
楽屋 5 号		310	370	440	楽屋 4 号※		460	550	660
楽屋 6 号		270	340	440	楽屋 5 号※		400	510	660
楽屋 7 号		390	520	660	楽屋 6 号※		580	780	990

<備考>

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
- 2 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 3 利用者が 301 円以上の入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。以下同じ。)を徴収する場合の大ホール及び小ホールの利用料金は、次の表の左欄に掲げる入場料の額(入場料の額に段階を設けているときは、その最高額とする。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

301 円以上 500 円以下	所定の利用料金の 1.5 倍に相当する額
501 円以上 1,000 円以下	所定の利用料金の 1.8 倍に相当する額
1,001 円以上 3,000 円以下	所定の利用料金の 2 倍に相当する額
3,001 円以上	所定の利用料金の 2.5 倍に相当する額

- 4 備考の 3 の規定にかかわらず、利用者が入場料を徴収しないで、又は 1,000 円以下の入場料を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の大ホール及び小ホールの利用料金は、所定の利用料金の 2 倍に相当する額とする。
- 5 練習又は準備のために利用する場合の大ホール及び小ホールの利用料金は、所定の利用料金の 5 割に相当する額とする。
- 6 利用者が商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の楽屋の利用料金は、所定の利用料金の 2 倍に相当する額とする。
- 7 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の使用に係る利用料金については、指定管理者が定める。
- 8 利用時間を 15 分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、1 時間につき、夜間の 1 時間当たりの利用料金(備考の 3 から 6 までに規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。)に相当する額とする。
- 9 利用料金を算定して得た額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

変更前			変更後		
リハーサル室及び練習室			リハーサル室及び練習室		
	9:00~21:00 1時間につき	21:00~21:30		9:00~21:00 1時間につき	21:00~21:30
リハーサル室	420	210	リハーサル室	630	310
第1練習室	400	200	第1練習室	600	300
第2練習室	270	130	第2練習室	400	200
第3練習室	270	130	第3練習室	400	200

<備考>

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 2 利用者が商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金(備考の2に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。)に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 4 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

変更前				変更後			
多目的室及び大会議室				多目的室及び大会議室			
	9:00~18:00 1時間につき	18:00~21:00 1時間につき	21:00~21:30		9:00~18:00 1時間につき	18:00~21:00 1時間につき	21:00~21:30
多目的室	910	990	490	多目的室	1,360	1,480	740
大会議室	910	990	490	大会議室	1,360	1,480	740

<備考>

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 2 利用者が301円以上の入場料を徴収する場合の利用料金は、次の表の左欄に掲げる入場料の額(入場料の額に段階を設けているときは、その最高額とする。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

301円以上500円以下	所定の利用料金の1.5倍に相当する額
501円以上1,000円以下	所定の利用料金の1.8倍に相当する額
1,001円以上3,000円以下	所定の利用料金の2倍に相当する額
3,001円以上	所定の利用料金の2.5倍に相当する額

- 3 備考の2の規定にかかわらず、利用者が入場料を徴収しないで、又は1,000円以下の入場料を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 4 練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。
- 5 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の使用に係る利用料金については、指定管理者が定める。
- 6 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金(備考の2から4までに規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。)に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 7 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

変更前			変更後		
ホール冷暖房装置			ホール冷暖房装置		
大ホール	1時間につき(15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする)	2,930	大ホール	1時間につき(15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする)	2,930
小ホール		1,040	小ホール		1,040

変更前		変更後	
楽器保管庫		楽器保管庫	
1区画1日につき	140	1区画1日につき	210

変更前				変更後										
本館 会議室等				本館 会議室等										
		9:00~21:00 1時間につき		21:00~21:30				9:00~21:00 1時間につき		21:00~21:30				
		第1会議室	生涯学習 関係団体	130	60			第1会議室	生涯学習 関係団体	200	100	第1会議室	生涯学習 関係団体	400
	その他	270	130		その他	400	200		その他	520	260			
第2会議室	生涯学習 関係団体	170	80	第2会議室	生涯学習 関係団体	260	130	第2会議室	生涯学習 関係団体	520	260			
	その他	350	170		その他	520	260		その他	430	210			
第3会議室	生涯学習 関係団体	140	70	第3会議室	生涯学習 関係団体	210	100	第3会議室	生涯学習 関係団体	430	210			
	その他	290	140		その他	430	210		その他	200	100			
第4会議室	生涯学習 関係団体	130	60	第4会議室	生涯学習 関係団体	200	100	第4会議室	生涯学習 関係団体	400	200			
	その他	270	130		その他	400	200		その他	210	100			
第5会議室	生涯学習 関係団体	140	70	第5会議室	生涯学習 関係団体	210	100	第5会議室	生涯学習 関係団体	430	210			
	その他	290	140		その他	430	210		その他	200	100			
第1和室	全面	生涯学習 関係団体	130	60	第1和室	全面	生涯学習 関係団体	200	100	全面	生涯学習 関係団体	400	200	
		その他	270	130			その他	400	200					
	半面	生涯学習 関係団体	60	30		半面	生涯学習 関係団体	100	50	半面	生涯学習 関係団体	200	100	
		その他	130	60			その他	200	100					
文化活動室		生涯学習 関係団体	190	90	文化活動室		生涯学習 関係団体	290	140	文化活動室		生涯学習 関係団体	580	290
		その他	390	190			その他	580	290					

変更前				変更後			
北館 会議室等				北館 会議室等			
		9:00~21:00 1時間につき	21:00~21:30			9:00~21:00 1時間につき	21:00~21:30
料理工房	生涯学習 関係団体	270	130	料理工房	生涯学習 関係団体	400	200
	その他	540	270		その他	810	400
談話室	生涯学習 関係団体	90	40	談話室	生涯学習 関係団体	130	60
	その他	180	90		その他	270	130
音楽室	生涯学習 関係団体	80	40	音楽室	生涯学習 関係団体	120	60
	その他	170	80		その他	250	120
第1創作工 房	生涯学習 関係団体	160	80	第1創作工 房	生涯学習 関係団体	240	120
	その他	330	160		その他	490	240
第2創作工 房	生涯学習 関係団体	170	80	第2創作工 房	生涯学習 関係団体	250	120
	その他	340	170		その他	510	250
コミュニテ ィ活動室	生涯学習 関係団体	290	140	コミュニテ ィ活動室	生涯学習 関係団体	440	220
	その他	590	290		その他	880	440
第6会議室	生涯学習 関係団体	140	70	第6会議室	生涯学習 関係団体	210	100
	その他	280	140		その他	420	210
第7会議室	生涯学習 関係団体	70	30	第7会議室	生涯学習 関係団体	100	50
	その他	140	70		その他	210	100
第2和室	生涯学習 関係団体	120	60	第2和室	生涯学習 関係団体	180	90
	その他	250	120		その他	370	180

<備考>

- 生涯学習関係団体とは、地域における学校教育、社会教育及び文化等に関する活動を行う団体で市長が認めるものをいう。
- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。